

山陽小野田市教育委員会事務専決規程新旧対照表

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 (4) 課長相当の職にある者 埴生幼稚園長、学校給食センター所長、津布田会館長、図書館長及び青年の家所長をいう。 (図書館長等共通専決事項) 第 1 4 条 図書館長、青年の家所長及び歴史民俗資料館長は、次の事務を専決することができる。	(定義) 第 2 条 (4) 課長相当の職にある者 埴生幼稚園長、学校給食センター所長、津布田会館長、図書館長、<u>きらら交流館長</u>及び青年の家所長をいう。 (図書館長等共通専決事項) 第 1 4 条 図書館長、<u>きらら交流館長</u>、青年の家所長及び歴史民俗資料館長は、次の事務を専決することができる。